

障害者相談支援 (通信環境整備費) 補助金



障害のある方が相談支援の充実や様々な情報を収集できる環境を整えるために、自宅において、インターネットを活用した通信環境（光回線などの固定回線に限ります。）を新たに整備するときに、必要な費用（機器購入費、工事費、契約料、その他初期費用、通信料、利用料等）の一部を補助します。

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、以下の要件にすべて該当する方（手帳の所持者が18歳未満の場合はその保護者）

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している方
- (2) 障害者が使用又は家族が障害者のために使用する通信環境を整備する方
- (3) 市税を滞納していない方
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方（対象者1人につき1回限り）
- (5) 通信環境整備のために、他の補助制度などを利用していない方
- (6) 瀬戸市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員の方、又は密接な関係を有していない方

補助対象事業

令和3年4月1日以後に、自宅においてインターネットが利用できる固定回線を新たに整備する事業で、以下の要件のどちらかを備えるもの

- (1) 高速回線（通信容量が10GB以上かつ通信速度が常時1Mbpsを超えるインターネット回線を新たに整備する事業（すでに自宅に高速回線を整備している場合は補助対象外です。）
- (2) 現在使用しているインターネットADSL回線を、高速回線に変更する整備を行う事業。

補助対象経費

令和3年4月1日以後に支払をした補助対象事業に要する以下の経費

（ただし対象者又は対象者が含まれる世帯の方が費用負担した経費に限定します。）

- (1) 通信機器購入費、工事費、契約料、その他初期費用
- (2) 高速回線を提供する事業者と契約した後に発生する初回の通信料・利用料

※ 上記費用のうち、還付される費用（キャッシュバック）があれば、その相当額は対象外

※ 通信機器購入費のうち、スマートフォンやゲーム機は対象外

次頁へ続く

補助金の額

補助対象経費の額（その額に100円未満の端数を切り捨てた額）と、補助金の上限50,000円のうち、いずれか低い方の額となります。

補助金申請手続

補助対象経費の支払を完了した翌日から5か月以内に、交付申請書兼実績報告書の要件を満たすことを確認のうえ、以下の書類を揃えて社会福祉課まで提出してください。

（申請日時点で5か月を超過した経費があれば、その経費は補助対象外です。）

【申請書】

瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金交付申請書兼実績報告書

【必要書類】

- (1) 高速回線の契約者の氏名、設置先住所、契約内容及び契約日がわかるもの
- (2) 高速回線の開通日が証明できるもの
- (3) 初期費用及び通信料などの支払日及び支払額が確認できるもの
- (4) 経費に係る領収書の原本又はその写し
- (5) 瀬戸市障害者相談支援（通信環境整備費）補助金請求書（申請書と同時提出の場合は日付未記入）
- (6) 振込先銀行口座通帳の写し

補助制度申請期間

令和3年7月12日から令和6年3月31日まで

※補助対象経費の支払を完了した日の翌日から5か月以内となります。

（申請日時点で5か月を超過した経費があれば、その経費は補助対象外です。）

お問い合わせ先

瀬戸市役所 健康福祉部 社会福祉課 福祉係

（市役所北庁舎2階） 電話0561-88-2612

